

HACCP 商標の使用申請並びに認定楯の購入希望について

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本機構が、令和 2 年 4 月より水産食品 HACCP 認定業務を、大日本水産会から引き継ぎ、令和 2 年 2 月末時点で累計 380 施設を数えるまでになりました。

また、平成 18 年 4 月 1 日より米国輸出水産食品のみではなく、広く国内に流通されている一般的な水産食品を加工しておられる施設を対象とする HACCP 方式加工認定事業を開始させることと致しました。

つきましては、当該認定を取得されました皆様方の施設におきます社内意識の高揚と企業 PR にお役立ていただくため、名刺、広報パンフレット等にご使用いただく HACCP マークの普及事業を実施しております。別紙使用申請書を本機構までご提出いただき、本会からの許可証を受理後、別紙内容にてご使用下さい。（商品に直接、また流通における包装資材等には使用出来ません）

また、木製の認定楯を有償配布（1 式 38,500 円、送料着払い）致しておりますので、ご希望の方は別紙申込書により本機構宛てにお申し込み下さい。

なお、当該認定事業をご活用いただくには本機構認定工場であることが条件とされますので、その旨ご理解頂けますようお願い致します。

謹白

記

申し込み及び問い合わせ先

(一社) 日本食品認定機構

TEL 03 (5544) 9810

FAX 03 (5544) 9811

以上